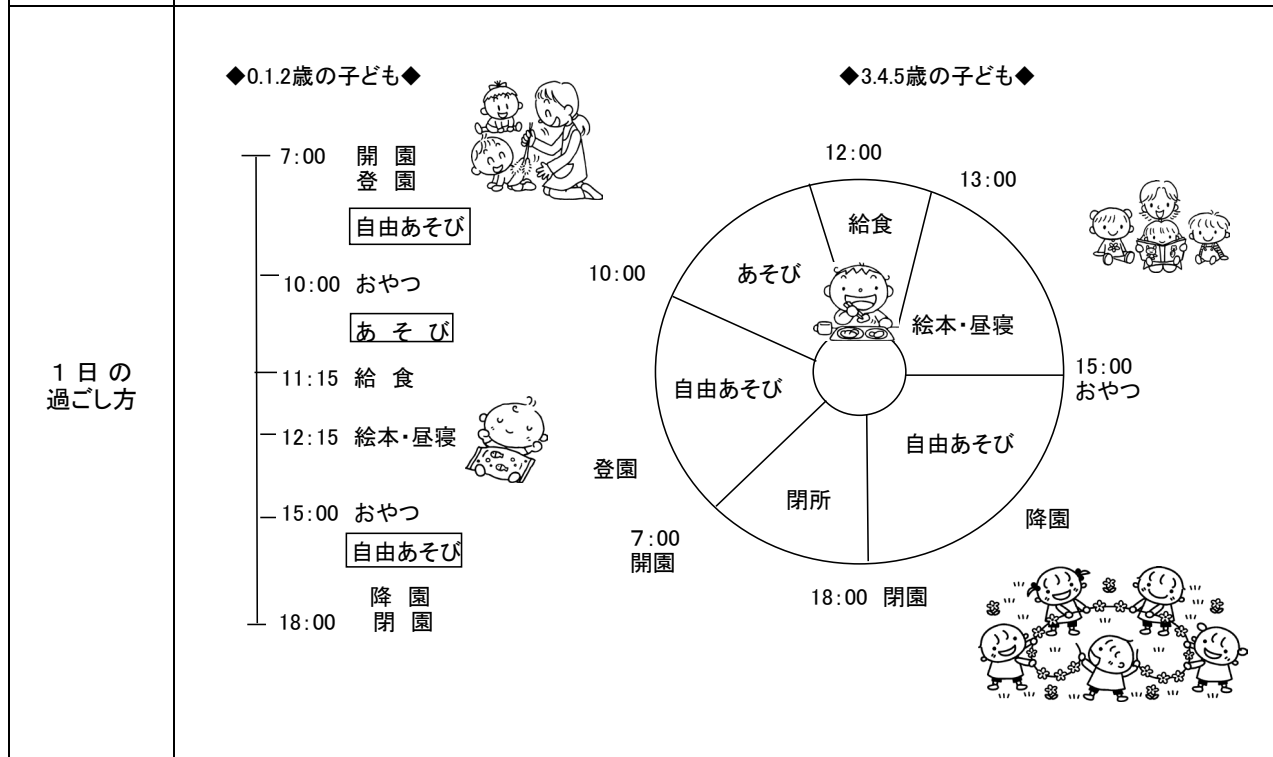


# 保 育 所 の 概 況




令和4年4月1日

保育所名	ルンビニー保育園			施設長名	大沼 顕隆		
所在地	〒 801-0811 北九州市 門司区 大積 837番地						
電話番号	093-341-0561		FAX番号	093-341-3155		認可年月	昭和53年4月
設置主体	社会福祉法人 如心会			運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造 1部2階建						
建物延床面積	462.64 m <sup>2</sup>		屋外遊戯場面積( )			482.53m <sup>2</sup>	
利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			36 ( 28 )		36 ( 28 )	
3号定員				3 ( 4 )	5 ( 20 )	6	/
開所時間	7:00 ~ 18:00			保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						
職員数	15人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(11人) 調理員(2人) その他(1人)					

施設の目的	【施設の目的及び運営の方針】 小学校就学前の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とします。また、保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進するため入所する子どもの意志及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。
運営の方針	【保育の方針】 "つよく、あかるく、なかよく、のびる"
保育の方針	恵まれた自然環境の中で様々な遊びを通して ・仏様に親しみ命の尊さと生きる喜びを感じる ・すべての物に思いやりの心、感謝する心を育てる





保育所名	ルンビニー保育園
------	----------

年間行事 予 定	4月 入園式・進級式、花まつり 野菜の苗付け	10月 運動会、秋の遠足 健康診断	
	5月 こどもの日会、春の親子遠足 健康診断、降誕会、シルエット劇場鑑賞	11月	
	6月 個人懇談、ふれあいクッキング	12月 生活発表会、お泊り保育、もちつき会	
	7月 七夕会、夏まつり	1月 お正月遊び、かるた会、御正忌 おみせやさんごっこ	
	8月 だるま会、しゃぼん玉会	2月 豆まき会、個人懇談、保育参観 育児講座、なかよし会	
	9月 敬老会、お月見会	3月 ひなまつり、お別れ会、卒園式、修園式	
毎月15日 しんらんさまの日(伝承遊びを通してお年寄りとの交流) 毎月月末 そうじの日			

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設訪問</li> <li>・世代間交流事業</li> <li>・地域交流会(対象:地域の乳幼児と保護者) 月1回程度</li> <li>・保護者、地域の方々への育児講座</li> <li>・乳児保育事業</li> <li>・障害児保育事業</li> <li>・地域子育て相談事業</li> </ul>
---------------------	---

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。</li> <li>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</li> </ul>
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 副食費(月額 4,500円) → 3~5歳児クラスの児童に食事を提供する費用(おかず、おやつ、お茶、牛乳等)</li> <li>● 日本スポーツ振興センター共済掛金(月額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。</li> <li>● 保護者会費(月額 300円) → イベント運営経費、講師料などに使用するもの。</li> <li>● 保育材料費 全園児・・・入園時(帽子・体操服代等4,000円程度)年度当初保育材料費(700円程度) 文具(毎年2,000円程度) 3歳以上児・・・制服等(16,000円程度)</li> </ul>	
---------------------	--	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。</li> <li>● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。</li> </ul> <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>	
-------------	---	---